

<都市計画課>

建物の新築や増改築をするときは
家の新築や増改築、移転などをするとときは建築基準法により、建築確認申請を行い、確認を受けなければなりません。

開発行為の許可

市街化区域と市街化調整区域が定められた都市計画区域内で開発行為（主として建物を建築したり、工作物をつくりたりすることなど）を行おうとする者はあらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

市営住宅への入居

入居者の募集は既設住宅に空家ができる時点で空家待ちの方の抽選等を行って決定します。また新設住宅の募集についてはその都度行います。

<建設課>

市道などの一時使用をするときは

道路の不法な占有や公共施設への広告等の設置は、道路管理や交通の危険防止の観点から見て好ましくありません。建築や土木工事などでやむをえず道路を使用する場合などは、道路占用許可または使用許可を受けなければなりません。

道路占用許可、道路掘削占用許可……市建設課

道路使用許可……所轄警察署

道路の補修など

市内の道路には、国道、県道、市道のほかに農道や私道があり、それぞれ維持管理するところが違います。補修や苦情については次の機関に相談して下さい。

国道……建設省国道管理事務所 県道……南国土本事務所

市道……市役所建設課

農道……市役所農林課

私道……各所有者

河川の改修など

普通河川・準用河川の指定、改修、維持等河川の管理。その他災害復旧・防災事業に関することも建設課です。

<農林課>

農業の近代化や資本設備の充実に必要な施設・機械等の購入のための農業近代化資金などの貸付相談、また転作の実施申請、ほ場整備、米の集荷などお問い合わせは農林課です。

<農業委員会> こんなときは農業委員会に

◎農地の権利移動（売買、贈与等）をしたいとき ◎農地を農地以外に転用したいとき ◎農地を貸したいとき、借りたいときまたは斡旋を受けたいとき ◎農業者年金に関するとき ◎農地取得資金等の制度資金を利用したいとき ◎農地に係る疑問が生じたとき ◎農地を無断転用しているとき

<福祉事務所>

生活保護の申請

病気や事故等により自力で生活するために努力しても生活費や医療費の支払いに困り、他の方法がない場合、必要に応じて生活保護を受けることができます。申請については福祉事務所または地区の民主委員さんにご相談ください。

◎身体障害者手帳の交付申請や老人ホームへの入所、ホームヘルパーの派遣事業も福祉事務所です。

暮らしに特に身近なものをご紹介します。



<税務課>

固定資産税

土地、家屋、償却資産を毎年1月1日現在に所有している人に課税されます。たって、年の途中で物件が売買された場合でも旧所有者に課税されることになります。

固定資産課税台帳の総覧

課税台帳は、毎年3月1日から3月20日までのあいだ、所有者または関係者（家族など）の方は総覧することができます。

軽自動車税

原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車等の所有者で4月1日現在登録されている方に課税されます。

標識の交付と廃車届

原動機付自転車を所有、譲渡、廃車のときは税務課に必ず届け出してください。市税の納期月は、次のとおりです。

軽自動車……4月（1回） 固定資産税……5・7・12・2月（4期）
市・県民税……6・8・10・1月（4期）



<保健課>

機能回復訓練

疾病、負傷などにより身体の機能の低下した方に対し、保健婦、理学療法士がリハビリ教室を行っています。

健康づくり推進事業

地域の人々が健康で生きがいをもった住みやすい町にするために各地区で健康づくり推進員さんが、歩こう会、健康講座などの事業を実施しています。

食生活改善推進事業

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に各地区で食生活改善推進員さんが減塩食やバランスのとれた食事の伝達などの活動を行っています。また、乳幼児、成人病健診及びがん検診、献血などの実施、健康相談、健康教育及び母子手帳、健康手帳の交付を行っています。お問い合わせは、保健福祉センターまで。

国民健康保険

（63-7373）

市民の皆さんのが病気やけがをしたときに医療保障を行います。国保への加入、脱退は異動届が必要です。受けられる給付は医療費のほか葬式代、高齢医療費、助産費、埋葬費などで申請が必要です。

給付

老人医療費、福祉医療費、母子家庭医療費、児童手当、長寿祝金の支給があります。お問い合わせは給付係です。

<民生課>

星休み窓口業務 次の業務について星休み中も取り扱っています。

◎住民票の写しの交付 ◎現在戸籍の謄・抄本の交付

◎印鑑証明書の交付 ◎年金の現況証明

休日の窓口業務 次の業務に限り休日も用務員室で受け付けています。

生年届、死亡届（埋葬・火葬許可書を交付）、婚姻・離婚届、その他の戸籍の届出

領石支所、岡豊支所、十市支所 9:30~15:30、次の業務を取り扱っています。

◎住民票の写しの交付 ◎現在戸籍の謄・抄本の交付

◎印鑑証明書の交付 ◎年金の現況証明

保育所

入所申請書は、保育管理係または市内保育所にあります。毎年1月に面接を行って受け付けています。お問い合わせは保育管理係です。



〈議会事務局〉

市議会

選挙で選ばれた27人の議員によって、議会に提出される議案を審議し可否の結論を出して、予算、条例や各種事業など市政の方針を決定する議決機関です。議会は毎年3、6、9、12月に開かれる定例議会と、必要に応じて開かれる臨時議会があります。

請願と陳情

市民の要望や意見を市政に反映させるために、だれでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願書や陳情書はできるだけ簡単明瞭にその趣旨を記載し、提出年月日、住所、氏名を明記、押印して議長に提出してください。なお、請願書には紹介議員が必要です。

傍聴

議会の本議会はだれでも自由に傍聴ができます。傍聴中は静かに聞いていただくほか、傍聴の規則に決められたことをお守りください。

〈視聴覚ライブラリー〉

学校教育や社会教育の視聴覚の振興を図るため、16ミリ・スライド映写機・OHPなどの機材や16ミリ映画フィルム・ビデオテープなどの教材を登録団体に貸し出しています。このほか、市民対象のビデオコンテストや親子映画会の開催、自作ビデオ教材の制作などを行っています。

〈企画課〉

広報活動

広報委員会では、広報「なんこく」を発行して、市政の様子や保健、各種の催し物などをお知らせしています。広報は各地区の連絡員の皆さんを通じて各家庭に配布しています。

広聴活動

市民の皆さんのご意見を幅広く聞き、市民の参加の行政を推進しようと努めています。市政に対するご意見やご要望を係までお寄せ下さい。

■ 総合企画、姉妹都市、まちづくりへの提案、市民賞の候補者募集、空港再拡張に関することも企画課です。

〈総務課〉

地区連絡員

広報や文書の配布などをしていただくため、各地区の推薦で設置しています。連絡員、配布文書に変更があれば総務係までご連絡ください。

交通安全市民会議

警察や安全協会など関係機関と連携し、地域における交通安全意識の普及や保育所・学校等での交通安全教室の開催、街頭指導など交通安全対策を推進しています。

市の職員採用、臨時職員の募集は職員係です。

〈選挙管理委員会〉

選挙管理委員会

南国市選挙管理委員会が管理する選挙は、南国市長、南国市議会議員、南国市農業委員会委員、のほか国会議員、県知事、県議会議員等で、住民投票に関する業務及び明るい選挙の推進などの仕事をしています。

選挙人名簿

名簿への登録は、南国市の住民基本台帳に登録されている方を登録の決まりにより自動的に登録します。選挙人名簿は登録名簿の正確さを期するために名簿の検査が許されています。検査期間は、定期登録時の場合は毎年9月3日～7日まで、選挙時登録の場合は選挙事務を管理する選挙管理委員会が定める期間です。



少年育成センター	(63)4201
少年問題に問題のある 年の非行防止や健全育 主な事業	各機関・団体と協力して、少年のための活動を行っています ■街頭啓発 ■相談活動 ■健全育成活動
図書館	(63)0469
開館時間	9:00～17:00
休館日	◆月曜日の午後 ◆日曜日、祝祭日 ◆年末年始 ◆毎月末日 ◆ばく春期間 週4回(火～金) 小・中学校 保育所などを回っています。
移動図書館	
消防署	(63)3511
火災は初期のうちに發 くですみます。万一火 を次の要領でしてください ◆火災発生場所正確に 忘れずに ◆火災現場	見し、消火すれば被害は少な 災が起きた場合は119番 さい。 ◆通報者の氏名、電話番号も 付近の目標物は何か
水道局	(63)1234
こんなときは ◆新しく利用を始める 変わるとき ◆転入 ◆使用をやめたとき また 家庭で直せない は とりあえず心急感	水道局へ とき ◆使用者の名義等が 転出・転居をしたとき 故障や破裂などが起こった時 理をして水道局までご連絡を
下水道課	(63)2111
現在 土曜市の西辺 います。今後は町中前 からの面整備が行われ 下水道全般のお問い合わせ	後免町の一部で整備が進んで 新道の幹線管渠の施行また西 る予定。受益者負担金制度や つけに下水道課まで。
市民体育館	(63)5493
四市民体育館 四久礼 四北部スポーツレクリ い方四市民体育館まで	田体育館 四長岡西部体育館 ーション施設等を利用した

〈同和対策課〉

新築住宅資金の貸付

同和地区において住宅(併用住宅も含む)を新築、改修したり、敷地を購入したりするときは、それに必要な資金の貸付を行います。借り受けを希望される方は、各地区の福祉館または同和対策課までお問い合わせください。

生活相談

中央福祉館、南部福祉館が窓口となります。お気軽にご相談ください。

〈教育委員会〉

幼稚園

新年度の入園申請書は各幼稚園または教育委員会にあります。毎年1月10日から31日までの期間募集しますので、各幼稚園に申し込んで下さい。

小学校

入学通知書を11月初旬にお届けし、対象児童の健康診断を11月中に実施します。通知書が届かなかった時や疑問があるときは、学校教育課までお問い合わせ下さい。

障害児教育

精神薄弱、難聴、言語障害、情緒障害、肢体不自由など心身に障害のある子供のために養護学級や小・中学校の障害児学級があります。お気軽にご相談を。

教育資金の給付

南国市同和地区に在住する児童・生徒・学生を対象にした教育資金の給付制度があります。詳しいことは社会教育課までお問い合わせ下さい。

生涯学習活動指導者登録制

日頃から学習や実践を積まれている方、多くの経験を持たれている方を人材バンクに登録し、グループやサークルなどの学習会などに役立てていくものです。詳しくは社会教育課までお問い合わせください。

〈生活環境課〉

生ごみ、可燃物

日常生活から出るごみは、市の指定したごみ袋に入れて地区ごとに決められた曜日の早朝、最寄りのごみステーションに出して下さい。

燃えないごみ

金属類、瓶類等その他の不燃物は、月1～2回収集を行っています。それぞれに正しく分別して、指定された日にごみステーションに出して下さい。収集日は広報でお知らせします。

犬・猫等の死体

家庭で飼っていた犬、猫等の死体は原則として飼い主が処理して下さい。処理できない場合は生活環境課まで連絡してください。一体につき1,500円で処分します。

公害

近年、生活様式の変化や多忙化により、隣近所に対する公害の苦情特に騒音、大気汚染、水質汚濁などに関する苦情が多くなっています。日頃からお互いに迷惑をかけないように心がけて生活しましょう。

〈商工水産課〉

消費生活相談

市民の皆さんの消費生活の向上と安定、保護を目的として、商品の品質や安全性、サービス等、取り引きをめぐる苦情などの相談に県消費生活センターと連携して応じています。

計量器の検査

正しいばかりで正しく計ることは、消費者保護のための大切な柱です。そこで計量法に基づいて毎年1回定期検査を実施しています。

行事・観光

主な行事 ◆土佐日記門出のまつり(12月21日)
◆才谷村坂本神社龍馬祭(11月14日)
◆土佐のまほろば祭り(8月14日) ◆土曜市(毎週土曜日)
◆えんこう祭り(6月第一土曜日)

主な観光ポイント ◆国分寺 ◆紀貫之坂跡 ◆土佐のオナガドリ
◆観光農園(西島) ◆岡豊城跡 ◆鳥居松

